

## 指定介護老人福祉施設 1割負担料金表 (2017年4月改定)

## 1. 多床室を利用した場合の標準的な利用料金 (日額)

1. 要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 547 円	要介護度 2 614 円	要介護度 3 682 円	要介護度 4 749 円	要介護度 5 814 円
2. 看護体制加算 I	4 円				
3. 日常生活継続支援加算	36 円				
4. 夜勤職員配置加算 I	13 円				
5. 自己負担額 (1+2+3+4)	600 円	667 円	735 円	802 円	867 円
6. 居室に係る自己負担額	970 円				
7. 食事に係る自己負担額	1,600 円 ※経管栄養の場合、1,380 円				
8. 自己負担額合計 (5+6+7)	3,170 円	3,237 円	3,305 円	3,372 円	3,437 円

## 2. 従来型個室を利用した場合の標準的な利用料金 (日額)

1. 要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 547 円	要介護度 2 614 円	要介護度 3 682 円	要介護度 4 749 円	要介護度 5 814 円
2. 看護体制加算 I	4 円				
3. 日常生活継続支援加算	36 円				
4. 夜勤職員配置加算 I	13 円				
5. 自己負担額 (1+2+3+4)	600 円	667 円	735 円	802 円	867 円
6. 居室に係る自己負担額	1,350 円				
7. 食事に係る自己負担額	1,600 円 ※経管栄養の場合、1,380 円				
8. 自己負担額合計 (5+6+7)	3,550 円	3,617 円	3,685 円	3,752 円	3,817 円

※ 上記の金額は標準的なものですので、正確な金額は個別にご説明いたします。

## 3. 入所から 30 日以内の初期加算のサービス利用料金 (日額)

自己負担額	30 円
-------	------

4. 短期入院又は外泊の場合（日額、月6日限度）

自己負担額	246 円
-------	-------

5. 経口摂取へ移行または経口摂取を維持する場合（月額）

	経口維持 I	経口維持 II
自己負担額	400 円	100 円

6. 医師の食事せんに基づく食事（療養食）を提供した場合（日額）

自己負担額	18 円
-------	------

7. 栄養ケア計画に従い、栄養管理を行っている場合（日額）（栄養マネジメント加算）

自己負担額	14 円
-------	------

8. 看取りの介護を提供した場合（日額）

	死亡日	死亡日の前日、 前々日	死亡日以前 4～ 30 日
自己負担額	1,280 円	680 円	144 円

9. 個別機能訓練を実施した場合（日額）

自己負担額	12 円
-------	------

10. 歯科医師、歯科衛生士と連携して口腔機能の評価、口腔ケアをする場合のサービス利用料金（月額）

1. 口腔衛生管理体制加算	30 円
2. 口腔衛生管理加算	110 円

☆介護職員処遇改善加算を下記の算定にて負担していただきます。

介護職員処遇改善加算は基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に 8.3%を乗じた単位数を算定いたします。

11. 介護保険負担限度額の認定を受けている方の居室と食事に係る費用（日額）

居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

対象者		利用者 負担段階	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
本人及 び世帯 全員が 住民税 非課税	生活保護等受給者	第 1 段階	0 円	320 円	300 円
	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と非課税年金 収入額と合計所得金額の合計 が年間 80 万円以下の方	第 2 段階	370 円	420 円	390 円
	上記第 2 段階以外の方	第 3 段階	370 円	820 円	650 円
上記以外の方		第 4 段階	970 円	1,350 円	1,600 円